

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 2 年第 2 回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
8	令和元年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
9	令和元年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	3
1 0	令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5
(議 案)		
3 3	藤井寺市手数料条例の一部改正について	7
3 4	市税条例の一部改正について	9
3 5	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	1 5
3 6	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 8
3 7	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 0
3 8	藤井寺市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	2 2
3 9	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 4

このほかの提出議案

報告番号 1 1 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について

1 2 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について

議案番号 4 0 令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について

4 1 令和2年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

4 2 令和2年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について

43 令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて

報告第8号

令和元年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和元年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	第五次藤井寺市総合計画後期基本計画策定業務	8,277,000	8,011,000	0	0	0	8,011,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	市立第5保育所耐震シェルター設置工事	75,000,000	50,430,000	0	0	40,400,000	10,030,000
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路美装化工事	46,290,000	46,290,000	0	19,991,000	23,500,000	2,799,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立小学校ネットワーク整備業務	63,438,000	63,438,000	0	31,719,000	31,500,000	219,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立道明寺小学校プール物置設置業務	2,388,000	1,696,000	0	0	0	1,696,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立道明寺東小学校トイレ改修事業 (工事監理業務委託・工事)	105,800,000	105,800,000	0	23,917,000	73,300,000	8,583,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立中学校ネットワーク整備業務	34,580,000	34,580,000	0	17,290,000	17,200,000	90,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立第三中学校トイレ改修事業 (工事監理業務委託・工事)	104,200,000	104,200,000	0	26,733,000	71,400,000	6,067,000
合 計			439,973,000	414,445,000	0	119,650,000	257,300,000	37,495,000

報告第9号

令和元年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和元年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和元年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越 繰越額に係 る財源内訳	翌年度繰越 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前 年 度 繰越繰越額	計				損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設 改良費	水道施設 整備事業	円 1,637,207,000	円 645,080,000	円 6,498,284	円 651,578,284	円 572,637,387	円 78,940,897	円 78,940,897	円 78,940,897	円 0
資本的 支出	建設 改良費	第七次 配水管 整備事業	円 1,684,303,000	円 233,223,000	円 15,652,926	円 248,875,926	円 204,689,433	円 44,186,493	円 44,186,493	円 44,186,493	円 948,000

報告第10号

令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 要するもの	繰越額をた する資産 購入制限額	説 明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金				
資本的 支 出	建 設 改良費	平成31年度 西水路雨水幹線 詳細設計業務	円 7,677,000	円 0	円 7,677,000	円 5,300,000	円 2,000,000	円 377,000	円 0	円 0		水路構造 について 再調査 及び協 議を要 する ため。

議案第 33 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

以下の理由により改正を行うものである。

- (1) 令和 2 年総務省令第 50 号において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」の改正があり、題名が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改められたため。
- (2) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 121 号）等の施行に伴い、条例で引用していた箇所に変更が生じるため。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に、別表6の項第3号中「第38条の4第22項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の公布に伴い、個人住民税の非課税措置について寡夫を対象から除きひとり親を対象に追加、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の整備、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第27条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第93条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第93条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第6条中「法附則第15条及び第15条の3の2」の次に「、第63条又は第64条」を、「又は附則第15条及び第15条の3の2」の次に「、第63条若しくは第64条」を加える。

附則第6条の2に次の1項を加える。

14 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第7条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第12条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第17条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第44条第10項から第12項まで」を「第44条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第44条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第

10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第45条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2

項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第47条第4項から第6項までを削る。

第93条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例附則第7条の4並びに第12条第1項及び第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中市税条例第14条第1項第2号、第20条及び第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第6条、第6条の2、第11条第1項、第12条第3項、第21条及び第22条の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中市税条例第93条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第14条第1項第2号、第20条及び第27条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担額の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）の施行に伴い、令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせて、低所得者層の介護保険料を軽減するため、当該減額に係る基準を定め、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の保険料の減免について、特例を定めるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,320円」に改め、同条第5項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,320円」に、「42,780円」を「33,480円」に改め、同条第6項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,320円」に、「53,940円」を「52,080円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第4条 市長は、第1号被保険者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける者として市長が別に定めるもののうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）について、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の減免の申請について準用する。この場合において、「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、申請期限までに申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤井寺市介護保険条例第8条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 36 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 40 号）により、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する規定が見直されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 33 号）により、地域型保育事業所卒園後の受入先確保に関する規定が見直されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

藤井寺市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

濱 崎 徹

提案理由

令和2年9月21日任期満了によるものである。

議案第39号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

大 村 光 俊
池 上 晃
吉 田 菊 信
遠 藤 英 樹
藤 井 勝 美
栞 野 暢 之
永 井 良 明
岡 本 光
井 関 順 未
嘉 指 淳 子
林 孝 一
松 内 和 義
吉 田 耕 一 郎
今 澤 實 雄
河 井 計 実
辻 本 富 次
西 野 敏 明
松 井 武 彦

提案理由

現委員の任期が本年7月19日で満了するため、新たに委員を任命するものである。

住所

[Redacted]

大 村 光 俊
[Redacted] 生

略 歴

昭和59年 7月 藤井寺市農業委員会委員
平成20年 7月 同委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

池 上 晃
[Redacted] 生

略 歴

平成14年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

吉 田 菊 信
[Redacted] 生

略 歴

平成14年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

遠 藤 英 樹
[Redacted] 生

略 歴

平成17年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

藤 井 勝 美

生

略 歴

平成 17 年 7 月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

栗 野 暢 之

生

略 歴

平成 20 年 7 月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

永 井 良 明

生

略 歴

平成 20 年 7 月

藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

岡 本 光

生

略 歴

平成 23 年 5 月

藤井寺市農業委員会委員

住所

井 関 順 未

生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

嘉 指 淳 子

生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

林 孝 一

生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

松 内 和 義

生

略 歴

平成 29 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所 [REDACTED]

吉 田 耕 一 郎

[REDACTED] 生

略 歴

令和元年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所 [REDACTED]

今 澤 實 雄

[REDACTED] 生

住所 [REDACTED]

河 井 計 実

[REDACTED] 生

住所 [REDACTED]

辻 本 富 次

[REDACTED] 生

住所 [REDACTED]

西 野 敏 明

[REDACTED] 生

住所



松 井 武 彦
生

